

1. 改正の概要

・現在の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けます。

○平成27年分以後の所得税について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・平成25年から平成49年までの間は所得税に加えて復興特別所得税(所得税額の2.1%)も課税される。
- ・所得税に復興特別所得税と住民税(10%)を加えると、最高税率は55.945%(改正前50.84%)となる(平成49年まで)。
- ・消費税増税に伴う逆進性の緩和のため、富裕層に対し応分の負担を求めるため所得税の最高税率を引き上げる。

○所得税・復興特別所得税(平成27年分～平成49年分)

課税所得				税率(%)	控除額(円)	
		1,950	千円以下	5.105	0	
1,950	千円超	3,300	〃	10.21	99,547	
3,300	〃	6,950	〃	20.42	436,477	
6,950	〃	9,000	〃	23.483	649,356	
9,000	〃	18,000	〃	33.693	1,568,256	
18,000	〃	40,000	〃	40.84	2,854,716	
40,000	〃			45.945	4,896,716	新設

○改正による影響(復興特別所得税・住民税を含む)

(単位:千円)

給与収入	給与所得	改正前の税額	改正後の税額	増加負担額
40,000	37,550	15,163	15,163	0
60,000	57,550	25,331	26,119	788
80,000	77,550	35,499	37,308	1,809
100,000	97,550	45,667	48,497	2,830

※前提条件

- ・給与所得以外の所得はないものとする。
- ・配偶者(所得なし)と扶養親族(15歳、所得なし)1名
- ・住民税均等割は考慮していない。
- ・社会保険料(介護保険料を除く)は135万円と仮定している。
- ・賞与の支給はないものとする。

1. 改正の概要

・住宅取得について、平成26年4月からの消費税率引上げによる税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和するため、住宅ローン減税について次の措置が講じられます。

- ①住宅借入金等を有する場合の特別控除制度(いわゆる住宅ローン控除)の適用期限が4年間延長されます。
- ②借入限度額、各年の控除限度額、(10年間の)最大控除額が下記表のとおり変更になります。

居住年	控除期間	借入限度額	適用年	控除率	各年の控除限度額	(10年間の)最大控除額	改正案
平成26年 1月～3月	10年間	2,000万円 (3,000万円)	1～10年目	1.0%	20万円 (30万円)	200万円 (300万円)	期間延長のみ
平成26年4月 ～ 平成29年12月	10年間	4,000万円 (5,000万円)	1～10年目	1.0%	40万円 (50万円)	400万円 (500万円)	期間延長 + 控除限度額の増額

(※)カッコ書きは認定長期優良住宅、認定低炭素住宅を取得等した場合

○平成26年1月1日以後に居住の用に供した場合に適用される。

2. 実務上の留意点

・住宅を平成26年4月以後に居住の用に供した場合であっても、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合(住宅の購入契約が平成26年3月以前であり、住宅の取得に関する消費税等の税率が5%である場合等)には、居住年が平成26年1月～3月と同様の条件で適用される。

・個人所得税から控除しきれなかった場合に適用される個人住民税における住宅ローン控除についても適用期限が4年間延長され、控除限度額が増額する。

3. 今後の注目点

・所得税に加え個人住民税による住宅ローン減税の拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対しては、別途、住宅政策の観点から適切な給付措置(給付措置の具体的な内容については未定)を講じることとされているため、給付措置に関して、今後の動向に注目する必要がある。

改正の概要

・自己資金で認定住宅を取得した場合や住宅リフォームを行った場合等について、平成26年4月からの消費税率引上げによる税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和するため、以下のとおり拡充されます。

1. 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

居住者が認定長期優良住宅の新築等をした場合に一定の控除額を居住年の所得税額から控除する制度です。

	居住年	控除限度額
改正前	平成25年12月まで	50万円
改正案	平成26年1月～3月まで	50万円
	平成26年4月～平成29年12月まで	65万円

2. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

居住者が既存住宅に係る特定の改修工事をした場合に一定の控除額を居住年の所得税額から控除する制度です。

① 省エネ改修工事

	居住年	控除限度額
改正前	平成24年12月まで	20万円
改正案	平成25年1月～平成26年3月まで	20万円
	平成26年4月～平成29年12月まで	25万円

② バリアフリー改修工事

	居住年	控除限度額
改正前	平成24年12月まで	15万円
改正案	平成25年1月～平成26年3月まで	15万円
	平成26年4月～平成29年12月まで	20万円

3. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

居住者が既存住宅の耐震改修をした場合に一定の控除額を住宅耐震改修が完了した年の所得税額から控除する制度です。

	住宅耐震改修が完了した年	控除限度額
改正前	平成25年12月まで	20万円
改正案	平成26年1月～平成26年3月まで	20万円
	平成26年4月～平成29年12月まで	25万円

4. 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

居住者が借入金を利用して特定の増改築等をした場合に一定の控除額を居住年以後5年間の所得税額から控除する制度です。

	居住年	各年の控除限度額	最大控除額
改正前	平成25年12月まで	12万円	60万円
改正案	平成26年1月～平成26年3月まで	12万円	60万円
	平成26年4月～平成29年12月まで	12.5万円	62.5万円

5. 東日本大震災の被害者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例

東日本大震災の被災者が住宅を再取得等した場合に一定の控除額を居住年以後10年間の所得税額から控除する制度です。

	居住年	各年の控除限度額	最大控除額
改正前	平成25年12月まで	36万円	360万円
改正案	平成26年1月～平成26年3月まで	36万円	360万円
	平成26年4月～平成29年12月まで	60万円	600万円